

文書番号:

承認	作成
年 月 日	

事業継続計画書（BCP）

本ガイドラインは、「岐阜県事業継続計画(BCP)」の基本モデルをもとに、新たにBCPを策定する、あるいは、既に地震を中心としたBCP策定済の事業者が、水害・土砂災害、感染症対応の要素を追加するにあたり、必要事項を記載するポイントについて示しているものです。

第 版

2023 年 月 日

〇〇〇〇〇株式会社



目次

1.	事業継続計画を策定する目的と必要性	1
2.	事業継続に向けた基本方針と推進体制	2
2.1	基本方針	2
2.2	事業継続の取組み推進体制	2
3.	備えるべき脅威と被害想定	3
3.1	大規模地震	3
3.1.1	備えるべき脅威	3
3.1.2	被害想定と脆弱性	5
3.2	風水害	6
3.2.1	備えるべき脅威	6
3.2.2	被害想定と脆弱性	7
3.3	感染症	8
3.3.1	備えるべき脅威	8
3.3.2	感染症発生時の被害想定	9
3.4	情報セキュリティ	10
3.4.1	備えるべき脅威	10
3.4.2	情報セキュリティの被害想定	11
4.	重要業務と目標時間	12
4.1	平時において優先すべき業務(重要な製品・サービス)	12
4.2	有事において優先すべき業務(重要業務)と目標時間	12
5.	事業継続戦略	13
5.1	事業継続戦略とは	13
5.2	事業継続戦略	13
6.	有事における対応体制	14
6.1	全社対策本部の設置基準	14
6.2	全社対策本部体制図	14
7.	大規模地震に必要な対応と事前対策	15
7.1	大規模地震の事前対策実施と課題管理	15
8.	風水害に必要な対応と事前対策	17
8.1	風水害の事前対策実施と課題管理	17
9.	感染症に必要な対応と事前対策	19
9.1	感染症の事前対策実施と課題管理	19
10.	情報セキュリティに必要な対応と事前対策	21
10.1	情報セキュリティの事前対策実施と課題管理	21
11.	事業継続計画の運用管理	23
11.1	対策の実施と課題管理	23
11.2	教育・訓練	23
11.2.1	教育・訓練の目的	23
11.2.2	部門における教育・訓練	23
11.3	報告・是正	24
11.3.1	報告・是正の目的	24
11.3.2	経営会議への報告	24
11.3.3	報告の内容	24
12.	本書の管理	25
12.1	本書の管理者	25

新設

旧モデルの 17~24 ページは削除

新設

12.2	本書の改版および廃止		25
13.	フローチャート		26
13.1	フローチャート(地震)		26
13.2	フローチャート(風水害)		28
13.3	フローチャート(感染症)		29
13.4	フローチャート(情報セキュリティ)		30
14.	安全確認項目		31
14.1	安全確認項目		31
14.2	災害時の注意事項		31
15.	様式類を使った情報の整理		33

1. 事業継続計画を策定する目的と必要性

【記入例】

- ○○○○株式会社(以下、当社という)は、持続可能な社会の実現を支える一員として、堅実な事業経営を通じて、常にお客様に感動を与え、社会に有用で且つ環境にやさしい価値の提供を目指している。
- そのためにも、頻発する自然災害、新型コロナウイルス感染症、各種事件/事故などの有事の発生を未然に防止しつつ、有事発生の場合には、人命安全確保を最優先に、社会への提供価値の迅速な復旧再開を行うこと(事業継続)は、当社の重要な社会的責任であると認識している。
- 当社では、有事発生時の対応行動を迅速化するための事業継続計画(BCP)を策定し、訓練を通じた継続的改善の繰り返しにより、有事における対応力をより一層強化し、社会全体の安心安全の実現のために活動していく。

○○○○株式会社
代表取締役 △△△△△

【作成のポイント】

- 「1. 事業継続計画を策定する目的と必要性」では、事業継続の必要性について経営者からのメッセージを記載します。
 - 中小企業庁の「事業継続力強化計画」、もしくは、内閣官房国土強靱化推進室の「レジリエンス認証」では、会社の基本方針と事業継続計画の一体化を求めています。
 - さらに、最近では、SDGsを始めとした持続性への取り組みが企業に求められているため、社会価値への貢献と事業目的の一体化を明記するのが望ましいです。

新たに BCP を策定する企業

- 現在のBCPの基本的な考え方は、個別脅威毎にBCPを策定するのではなく、さまざまな脅威に対して共通で使える、BCPの策定が前提となっています。
- そのため、大規模地震や水害等の自然災害、感染症、及びサイバー攻撃などのさまざまな脅威に対する事業継続の必要性について記載するのが望ましいです。

既に地震を中心とした BCP 策定済の企業

- 既に盛り込んでいる大規模地震に、水害・土砂災害、感染症の文言を追記します。

2. 事業継続に向けた基本方針と推進体制

2.1 基本方針

【記入例】

① **人命安全確保を最優先とする。**

自然災害や新型コロナウイルス感染症発生などの有事発生時には、人命の安全確保を最優先とし、二次被害防止に努めながら社会的責任遂行のための早期復旧の実現をめざす。

② **平時における事前対策と継続的改善活動を実施する。**

有事発生時の人命安全確保と早期復旧を実現するために、事業継続計画(BCP)を事前に策定し、教育訓練により事業継続力を継続的に高める。

③ **有事においては柔軟に対応する。**

ただし、有事発生時には、刻々と変化する状況を常に把握し、あらかじめ定められた手順や段取りにのみこだわることなく、状況に合わせて柔軟に対応する。

【作成のポイント】

- 「2.1 基本方針」では、自組織における事業継続に係る活動の目標を記載します。

新たにBCPを策定する企業

- BCPの策定に際しての脅威の優先順位は大規模地震となるため、脅威の表記としては地震などの自然災害を先頭に置いて、それに続いて、新型コロナウイルス感染症を記すのが望ましいです。

既に地震を中心としたBCP策定済の企業

- 既に盛り込んでいる大規模地震に、水害・土砂災害、感染症の文言を追記します。

2.2 事業継続の取組み推進体制

平時においてBCP策定及び事前対策の実施、教育・訓練による継続的改善(事業継続マネジメント:BCM)を行うための社内推進体制を以下のとおり定める。

【記入例】

役職・氏名		役割
推進責任者	代表取締役社長 △△△ △△△	・BCPとBCM方針の承認 ・設備・人員・予算計画などの経営資源の割り当て ・BCM進捗状況把握と評価 ・必要なメンバーの任命と権限付与
担当者	業務管理部長 △△△ △△△	・BCM推進 ・BCM進捗状況の把握・経営者への報告 ・予防処置や是正処置のフォローアップ

【作成のポイント】

- 「2.2 事業継続の取組み推進体制」では、自組織の事業継続に係る推進責任者・担当者を検討し、役職・氏名を記載します。

3. 備えるべき脅威と被害想定

3.1 大規模地震

3.1.1 備えるべき脅威

大規模地震、新型コロナウイルス感染症、噴火、火災、テロ攻撃など様々な脅威のある中で、当社としても最も備えるべき脅威として優先的に大規模地震を前提とする。

ただし、その他脅威についても、今後の継続的改善のなかで必要に応じて検討を進める。

当社事業所に影響を及ぼす可能性のある地震としては以下のものがある。

【記入例】

対象事業所	地震の種類	発生確率	予想される震度	津波被害
本社・工場	南海トラフ巨大地震	今後30年以内に70%の確率	震度6弱	なし
	養老-桑名-四日市断層帯地震	活動度の高い断層帯です	震度6強	なし
名古屋工場	南海トラフ巨大地震	今後30年以内に70%の確率	震度6強	あり
〇〇〇				
〇〇〇				

【作成のポイント】

- 「3. 1. 1 備えるべき脅威」では、各事業所における脅威の概要を記載します。
 - 地震の発生する確率や予想される震度については、事業所が所在している地元自治体にて公表しているハザードマップ等を参考にします。
 - 県のハザードマップの公開先を以下に示します。

南海トラフ巨大地震、養老-桑名-四日市断層帯、阿寺断層系、跡津川断層、高山・大原断層帯

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9601.html>

揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯、長良川上流断層帯、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯、高山・大原断層帯

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/19732.html>

県域統合型GISぎふ ⇒ 気象・防災 ⇒ 震度分布図

<https://gis-gifu.jp/gifu/Portal>

新たにBCPを策定する企業

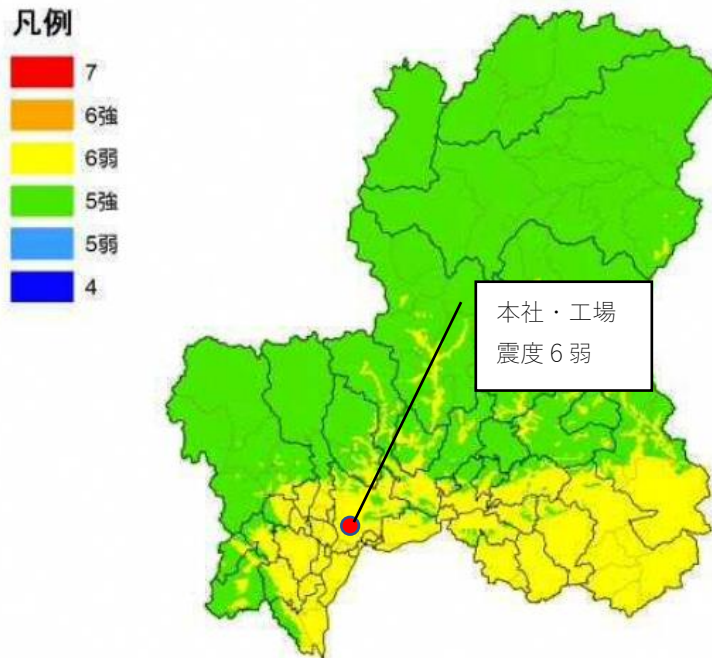
- 今回のBCP作成にあたり、備えるべき脅威として、風水害(3.2項)、感染症(3.3項)に加えて、大規模地震について記入例を参考にしながら記します。

既に地震災害を中心としたBCP策定済の企業

- 既に策定済のBCPで盛り込まれている内容を流用します。

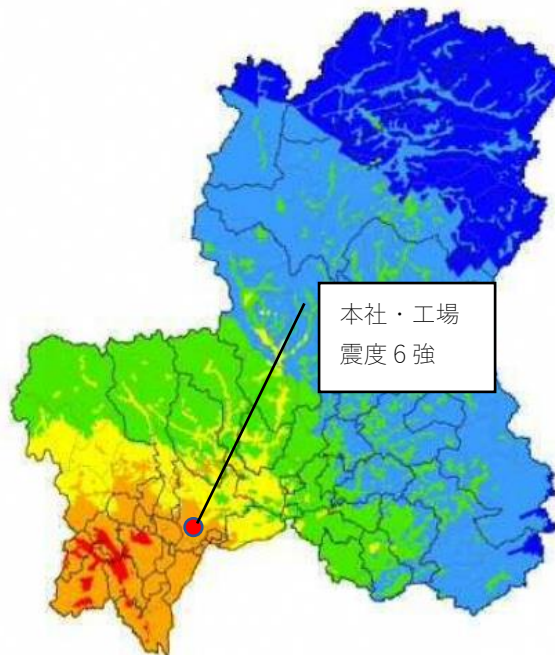
【事業所とハザードマップの例】

南海トラフ巨大地震の震度分布(最大想定)



南海トラフの巨大地震

断層型地震の震度分布



養老-桑名-四日市断層帯地震

3.1.2 被害想定と脆弱性

大規模地震などの脅威が顕在化することにより発生する被害の想定は極めて難しく、被害を特定することによる対応の硬直化の弊害も少なからずある。

従って、本書では当社における被害想定は詳細化を避け、特定の大規模地震に左右されない状況想定を前提とする。

【記入例】

カテゴリ	予想される被害	被害を大きくする原因(脆弱性)
人員	建物や設備の損壊、落下、避難中の転倒などによる怪我人の発生 事業継続において重要な要員の欠員、参集不可 発生当日は従業員のほとんどが帰宅困難者となる	落下等による危険物の存在 避難ルート及び災害時の体制が不明確 安否確認のための方法が無い 従業員の帰宅判断ルールが無い
建物	耐震実施済建物においては倒壊などの大きな被害の発生確率は低い ただし、一部亀裂や構造付属物の被害発生は予想される	耐震診断未実施 一部建物の耐震補強未実施
設備	設備機器は停電等により一時的に稼働停止 設備の移動や揺れにより損壊が予想される 配管や配線類の断裂などの被害発生の可能性は大	デリケートな機器の存在 配管ルートや図面の未整備 特注の設備機器の手配に時間がかかる
情報システム	データセンタ設置のサーバー被害の確率は少ない オフィス設置の一部サーバー及びパソコンについては落下・転倒などの被害 バックアップ未実施のデータの喪失 ネットワーク中断は一時的(1日程度) ただし、外部電力供給の回復が無ければ2日程度でICT機能はすべて停止	重要データのバックアップ未実施 無停電停止装置(UPS)の未導入
インフラ	外部電力は1週間程度供給停止、都市ガスは2~3週間程度停止 水道は1週間程度の停止、周辺道路は3日程度の通行止め、 交通機関(電車・バスなど)は1週間程度復旧せず	非常用発電装置の未整備 非常時の通信手段無し
取引先	地震発生地域内にある取引先からの供給停止 その他地区においても物流の混乱や二次サプライヤ以降の供給停止により調達は極めて不安定な状況となる	非常時における取引先との連絡方法(連絡先及び連絡手段)が無い 代替調達先が無い
その他		

【作成のポイント】

- 「3. 1. 2 被害想定と脆弱性」では、3. 1. 1で検討した脅威が発生した場合の被害想定を記載します。

新たに BCP を策定する企業

- 記入例を参考にしながら、自組織で予想される被害と脆弱性について記します。

既に地震災害を中心とした BCP 策定済の企業

- 既に策定済の BCP で盛り込まれている内容を流用します。

3.2 風水害

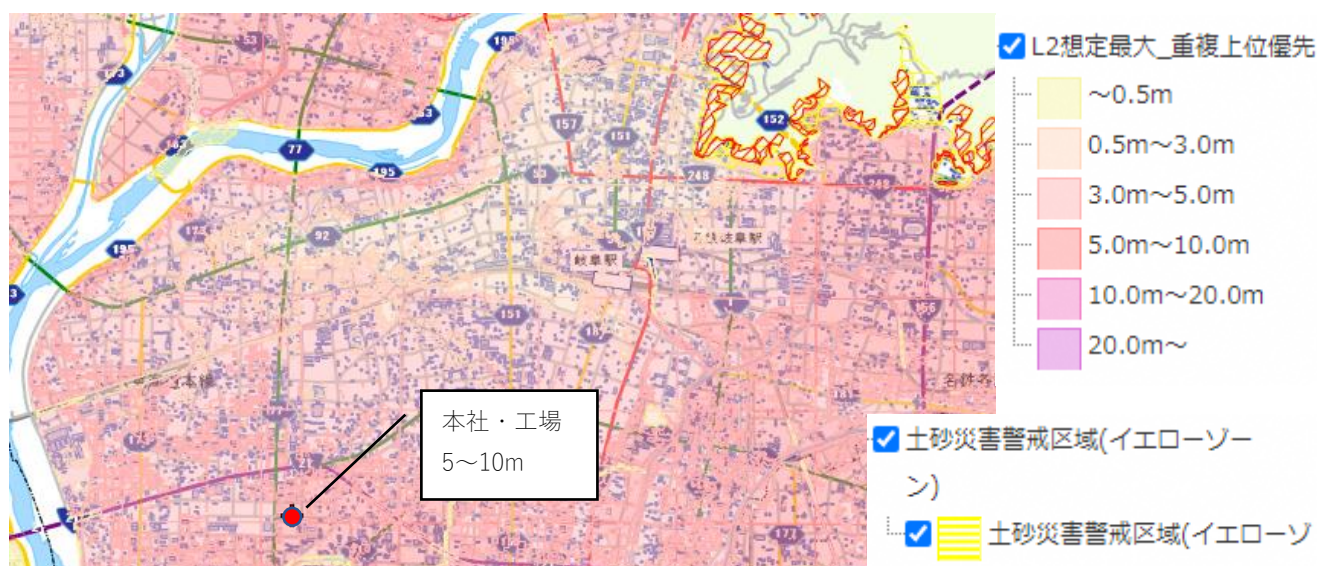
3.2.1 備えるべき脅威

当社事業所に影響を及ぼす可能性のある風水害としては以下のものがある。

【記入例】

対象事業所	災害の種類	予想される災害
本社・工場	河川氾濫(木曾川)	浸水:5m~10m(2~4階が浸水) 土砂災害:リスクなし
〇〇〇		
〇〇〇		

【事業所とハザードマップの例】 出典: 県域統合型GISぎふ 洪水浸水想定区域図(全域)+土砂災害
想定最大規模(L2): 1000年に1度の災害を想定したバージョン



【作成のポイント】

- 「3. 2. 1 備えるべき脅威」では、各事業所における脅威の概要を記載します。
 - 災害の種類や予想される浸水深については、事業所が所在している地元自治体にて公表しているハザードマップ等を参考にします。
 - 県のハザードマップの公開先を以下に示します。「重ね合わせる」を選択し、土砂災害を追加する
 - 県域統合型 GIS ぎふ ⇒ 気象・防災 ⇒ 洪水浸水想定区域図(全域)
 - <https://gis-gifu.jp/gifu/Portal>

新たに BCP を策定する企業

- 今回の BCP 作成にあたり、備えるべき脅威として、大規模地震(3.1 項)、感染症(3.3 項)に加えて、風水害について記入例を参考にしながら記します。

既に風水害を中心とした BCP 策定済の企業

- 既に策定済の BCP で盛り込まれている内容を流用します。

3.2.2 被害想定と脆弱性

本書では当社における被害想定は詳細化を避け、特定の風水害に左右されない状況想定を前提とする。

【記入例】

カテゴリ	予想される被害	被害を大きくする原因(脆弱性)
人員	事業継続において重要な要員の欠員、参集不可 発生当日は従業員のほとんどが帰宅困難者となる	避難ルート及び災害時の体制が不明確 安否確認のための方法が無い 従業員の帰宅判断ルールが無い
建物	建物内に濁水が流入	止水板の未設置
設備	浸水により1階に設置している設備類の損害 設備機器は停電等により一時的に稼働停止	重要設備の嵩上げ未実施
情報システム	データセンタ設置のサーバー被害の確率は少ない オフィス設置の一部サーバー及びパソコンについては浸水の被害 バックアップ未実施のデータの喪失 ネットワーク中断は一時的(1日程度) ただし、外部電力供給の回復が無ければ2日程度でICT機能はすべて停止	情報機器類の嵩上げ未実施 重要データのバックアップ未実施 無停電停止装置(UPS)の未導入
インフラ	外部電力は1週間程度供給停止、都市ガスは2～3週間程度停止 水道は1週間程度の停止、周辺道路は3日程の通行止め、 交通機関(電車・バスなど)は1週間程度復旧せず	非常用発電装置の未整備 非常時の通信手段無し
取引先	浸水発生地域内にある取引先からの供給停止 その他地区においても物流の混乱や二次サプライヤ以降の供給停止により調達は極めて不安定な状況となる	非常時における取引先との連絡方法(連絡先及び連絡手段)が無い 代替調達先が無い
その他		

【作成のポイント】

- 「3. 2. 2 被害想定と脆弱性」では、3. 2. 1で検討した脅威が発生した場合の被害想定を記載します。

新たにBCPを策定する企業

- 記入例を参考にしながら、自組織で予想される被害と脆弱性について記します。

既に風水害を中心としたBCP策定済の企業

- 既に策定済のBCPで盛り込まれている内容を流用します。

3.3 感染症

3.3.1 備えるべき脅威

当社事業所に影響を及ぼす可能性のある感染としては、以下のものがある。
新型コロナウイルス感染症以外にも、今後、鳥インフルエンザ(2類の H5N1,H7N9)の流行等が心配されており、感染症の脅威へ備える。

【記入例】感染症法上の分類で区分した。

分類	感染リスク	主な感染症
1類	危険性(感染力・症状の重さ)が極めて高い	エボラ出血熱、痘瘡、ペスト等
2類	1類ほどではないが、危険性が高い	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ※1 等
3類	食べ物・飲み水を介して集団発生する	コレラ、赤痢等
4類	動物・虫などを介して感染する	A型肝炎、マラリア、日本脳炎等
5類	危険性は、さほど高くないが感染拡大を招く	季節性インフルエンザ、麻しん、HIV、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症等

※1 鳥インフルエンザのうち、H5N1,H7N9のみ2類に分類。それ以外の鳥インフルエンザは4類に分類。
2類のものは中国等で鳥から人へ感染した実績があり、今後、世界的なパンデミックが懸念される。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144461.html>

【新型コロナウイルス感染症の5類対応】

新型コロナウイルス感染症は、2023(令和5)年5月8日に、感染症法上の2類相当から5類に変更になりました。そのため、以下の対応が変更になりました。

- ・感染(疑い)者の保健所等への連絡 → 季節性インフルエンザと同じく病院が連絡へ変更
- ・自宅待機。出勤停止(原則7日) → 自宅待機がなくなり、発症翌日から5日間の療養が目安
- ・医療費(含むワクチン)の政府負担 → 外来医療費、入院医療費は自己負担。ただし、入院医療費は令和5年9月までは最大2万円補助。ワクチンは無償。
- ・マスクの着用(屋内は原則着用) → マスクは個人の判断

【解説:過去に流行したウイルス感染症】

「新型コロナウイルス(SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群(SARS)」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群(MERS)」ウイルスが含まれます。

2002年にインド東部のアジアとカナダを中心に32の地域や国々で流行した「SARS:サーズ」により、世界中で800人の死亡者が確認されています。また、2012年にアラビア半島諸国を中心に発生した「MERS:マーズ」では900人の死亡者が確認されています。SARSとMERSは異なる病気です。インフルエンザウイルスで人に感染するのは、A型とB型であります。B型は遺伝子が安定しているが、A型は変異型が多く世界的な大流行を起こしやすいです。1918年から大流行したスペインかぜ(H1N1)、1957年から流行したアジアかぜ(H2N2)、1968年から流行した香港かぜ(H3N2)、1977年から流行したソ連かぜ(H1N1)。

3.3.2 感染症発生時の被害想定

感染症は基本的に人と人の接触が大きなリスクとなる。

このため感染症拡大時期では、人の移動や接触が制限されることとなり、人対人の接触を前提としている事業活動や業務に大きな制約が生じることとなる。

【記入例】

カテゴリ	予想される被害	被害を大きくする原因(脆弱性)
従業員	事業継続において重要な要員の欠員、参集不可 (特に、高齢者等の重症化リスクの高い方)	感染(疑い)者が発生した時の出社ルールが不明確 感染対策は個人・事業者の判断が基本であるが、事業所として以下を従業員に周知・徹底していない ・マスクの着用 ・換気等の3密対応 ・手洗い・手指消毒
利用者	高齢者等の重症化リスクの高い方が多く利用する事業所の場合、事業所での感染拡大 感染拡大が発生した場合の風評被害	重症化リスクの高い方が数多く利用することを想定した感染対策を実施していない
その他		

【作成のポイント】

- 利用者面の被害想定 of 例を示していますが、自組織の業種に合わせ利用者面の被害想定を見直してください。

3.4 情報セキュリティ

新設

3.4.1 備えるべき脅威

当事業所に影響を及ぼす可能性のあるITリスク(脅威)としては以下のものがある。

【記入例】

No	ITリスク	感染経路	被害
1	身代金要求型ウイルス (ランサムウェア)	下記のNo2, 3以外にウェブサイト閲覧で感染する	パソコン、サーバーのファイルが全て暗号化され、読めなくなる。ファイルを元に戻すために金銭を要求されるが、支払っても元に戻らない場合もある。
2	メール添付型ウイルス (エモテット)	メールの添付ファイルを開く、または本文中のURL(リンク先)を開くと感染する	個人情報(連絡先、メールアドレス等)、企業秘密(ID、パスワード等)の外部漏えい。加えて、取引先等へウイルス付きのメール(過去の送受信メールを利用し偽のメールを気が付かない)を勝手に送信する。そのため、多くの企業で感染が発生する。
3	ネットワーク機器への脆弱性攻撃	会社のネットワーク機器の脆弱性を狙って攻撃する	会社のネットワークの信頼性向上のために導入したネットワーク機器のソフトウェアの脆弱性を利用し、会社のネットワークに侵入し、情報漏えい等を行う。
4	パソコン等への脆弱性攻撃	パソコン、スマートフォン等の脆弱性を狙って攻撃する	ソフトウェアの脆弱性を利用し、外部からパソコンやスマートフォンが攻撃され、情報の窃取や破壊が行われる。
5	フィッシング詐欺メール	もっともらしい電子メールで偽のサイトに誘導する	偽サイトでユーザーID、パスワード、クレジットカード番号等の個人情報をだまし取り、本人になりすまし、商品を購入したりする。

【新たな脅威となったITリスク】

2023(令和5)年3月に、内閣府がBCPのガイドラインを約2年ぶりに改定され、情報セキュリティが強化されました。その背景には、新型コロナウイルス感染症により、在宅勤務(テレワーク)が急速に普及した半面、ITリスク(脅威)への備えが不足しており、大企業のみならず中小企業でも情報事故が多発し、サプライチェーンに大きな影響を与えたことがあります。さらに、近年、金銭要求型のサイバー攻撃も増えています。情報処理推進機構の報告では、2021年度、企業から寄せられたウイルス感染の報告件数は、前年度の約2倍となりました。この感染で実際に被害があった事案のうち、6割がランサムウェアと言う身代金要求型ウイルスです。

【作成のポイント】

●個人情報保護法

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、住所、顔写真などにより特定の個人を識別できる情報をいいます。個人情報保護法は、全ての事業者が対象になっており、企業として個人情報を収集・保管・活用について、規定されています。企業として個人情報を取り扱っている場合は、個人情報保護法について、一度、確認してみてください。

●情報セキュリティ

昔と違い、企業の規模に関係なくサイバー攻撃にあうリスクがあることを認識し、普段からサイバー攻撃の被害等について、知見を持つことが重要です。

3.4.2 情報セキュリティの被害想定

カテゴリ	予想される被害	被害を大きくする要因(脆弱性)
経営者	情報セキュリティのリスクを理解した上で準備していないために、サイバー攻撃を受ける	保守期限が切れた OS (例えば、Windows XP,7,8 等) やアプリケーションを使用しており、容易にサイバー攻撃を受ける
	従業員教育が不十分ないため、サイバー攻撃等に気づかず、被害が拡大	情報セキュリティの低い私物のスマホや USB メモリーを会社のパソコンに接続を許容
従業員	不審なメールの添付ファイルを開いたり、リンクを押したりし、パソコン等がウイルスに感染	アンチ・ウイルス・ソフト(ワクチン・ソフト)を導入していないため、ウイルスに容易に感染
	フィッシング詐欺を理解しておらず、怪しいサイトにクレジットカードの情報等を入力し、被害にあう	早期にカード会社や銀行に連絡しなかったため、補償が受けられないケースがある
モノ	パソコン、スマホ、ネットワーク機器の脆弱性に適宜、対応していないため、脆弱性を狙われ、サイバー攻撃を受ける	パソコン、スマートフォン、ネットワーク機器の ID やパスワードが容易に類推できるものになっており、容易にサイバー攻撃を受ける
	パソコンが暗号化され、使えなくなった際に予備のパソコンがなく、業務継続が困難	予備パソコンの環境設定が行われておらず、業務が短時間で復旧できない
情報	重要な情報が、暗号化され、業務が停止	重要な情報をバックアップしてあったが、ハードディスクが常時ネットワークに接続されており、バックアップも暗号化される また、最近のサイバー攻撃ではクラウド上のバックアップ情報も暗号化されるケースもある
	個人情報等が外部に流出し、従業員や取引先に迷惑を掛け、会社として信用を失墜	個人情報の流出については、個人情報保護委員会に届けずに放置すると、刑事上の罰則(6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金)、及び民事上の損害賠償が請求される可能性がある
その他		

【作成のポイント】

●情報セキュリティ

サイバー攻撃から中小企業を守るサービスとして、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が行っている「サイバーセキュリティお助け隊」があります。

<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>

4. 重要業務と目標時間

4.1 平時において優先すべき業務(重要な製品・サービス)

大規模地震や新型ウイルス感染症など様々な不測の事態に備えて、自社における重要な製品・サービスを以下のとおりとする。

重要な製品・サービス: ○○○サービス

4.2 有事において優先すべき業務(重要業務)と目標時間

有事の際に業務が平常通りに実施できず、優先順位付けが必要となる場合に備え、優先すべき業務(重要業務)と目標時間を以下のとおりとする。

ただし、有事の発生状況により、以下の目標時間は状況に合わせて変化することも前提としている。

【記入例】

重要業務			目標時間	
業務	目標とする状態の定義	選定理由	時間	設定理由
1 人命の安全確保	社員の安全確保を行い、安否状況を確認のうえ、生命の安全の危険を回避	当社の事業継続の基本方針として人命確保を第一としており、社員の安否状況	○時間以内	人命安全確保のためには、○時間以内での避難及び感染防御の対応行動等の完了が必要である

【作成のポイント】

- 「4.1 平時において優先すべき業務(重要な製品・サービス)」では、以下の観点から自社にとって重要で依存度の高い製品・サービスを確認しておくことが望ましいです。
 - 自社の売上、利益、キャッシュフローへの影響
 - 自社が提供する製品・サービスの停止による顧客への影響／ペナルティーの有無※自社が保有している既存情報(財務経理、契約等)に基づいて、重要な製品・サービスを簡潔に把握することを推奨します。被害想定額まで算出する必要はありません。
※なお、平時の重要な製品・サービスは、災害時にその復旧が優先されるとは必ずしも限らず、自社・顧客の状況に応じた柔軟な対応が必要になります。
- 「4.2 有事において優先すべき業務(重要業務)と目標時間」では、有事において優先すべき業務と目標時間を記載します。
 - 重要業務と目標時間は、原則として脅威ごとに変わるものではありません。
 - 目標時間は、BCPを策定する各々の組織にて検討の上、その時間を設定します。

新たにBCPを策定する企業

- 自然災害や感染症等の様々な脅威を網羅し記載するのが望ましいです。

既に地震を中心としたBCP策定済の企業

- 既に盛り込んでいる大規模地震に、水害、感染症に係る文言(例:タイムライン、感染防御など)を追記します。

5. 事業継続戦略

5.1 事業継続戦略とは

事業継続戦略とは、有事発生時に事業継続のために活動を再開するための被害の状況に合わせた複数の対応手段のことである。

有事発生時の被害は甚大な被害から軽微な被害まで様々な状況が予想される。例えば、甚大な被害が発生した場合には、単なる現状復帰だけでは再開までに多くに時間を要することとなるため、現状復帰の対応手段のみではなく、代替手段(他の場所や他の手段で再開するなど)の検討も事前に行っておくことが必要である。

5.2 事業継続戦略

有事発生時における状況に合わせた事業継続のための対応方法は以下のとおりとする。

【記入例】

事業継続戦略	戦略を発動する状況
現状復旧戦略	軽微な被害で早急に再開が可能な被害の場合には、発生した被害の修復を行い早急に再開する。
代替再開戦略	甚大な被害(多くの建物や設備が損壊、多くの重要な要員が被災し当面再開が難しいなど)が発生した場合には、現状復旧までの間は、他拠点や他社に代替を依頼し、事業を継続する。
自社の代替再開戦略	

【作成のポイント】

- 「5. 事業継続戦略」では、有事において自組織でとるべき戦略を記載します。
 - 事業継続戦略は、原則として脅威ごとに変わるものではありません。

新たに BCP を策定する企業

- 自然災害や感染症等の様々な脅威を網羅するものとして記載するのが望ましいです。

既に地震を中心とした BCP 策定済の企業

- 既に盛り込んでいる地震に、水害、感染症に係る文言を追記します。特に、地震で建物や設備の多くが被災する想定がない場合でも、水害によって事業所が水没したり、従業員の多くが被災することが想定されるときは、代替再開戦略の検討が必要になります。
- 代替再開戦略が容易に検討・作成できない場合は、まずは地域や同業種・異業種との連携から検討する方法もあります。

6. 有事における対応体制

6.1 全社対策本部の設置基準

- ① 自社における大規模地震や感染者の発生。水害はタイムラインで決定した注意報等の発令
- ② その他有事発生時において災害対策本部長あるいは代行者が設置判断をした時

6.2 全社対策本部体制図

【記入例】

役割名	役割内容	所属氏名	連絡先電話番号 (上段: 平常時 下段: 非常時)
全社対策本部長	全社の有事対応活動全般に対する責任を持つ。 事業継続方針を承認／決定する。		
副本部長	対策本部長を補佐し、本部長不在時には代行権限を持つ。		
事務局長	対策本部長を補佐し、対策本部の迅速かつ効率的な運営を行う。		
情報連絡担当	情報の収集整理及び関係者間での情報共有を行う。		
安否確認担当	従業員の安否確認を行う。		
初期消火担当	初期消火活動を行う。 新型コロナウイルス感染症発生時には消毒清掃活動を指揮する。		
避難誘導担当	避難誘導を行う。 新型コロナウイルス感染症発生時には消毒清掃活動を指揮する。		
救護支援担当	怪我人や感染者発生時の救護活動及び従業員に対する支援活動全般を行う。		
情報システム担当	情報システムの復旧再開と通信手段の確保と運用を行う。		

【作成のポイント】

- 「6. 有事における対応体制」では、有事における自組織の体制を記載します。
 - 対応体制は、原則として脅威ごとによって変わるものではありません。

新たにBCPを策定する企業

- 自然災害や感染症等に共通して対応する体制を構築するのが望ましいです。

既に地震を中心としたBCP策定済の企業

- 現状の対策本部体制を前提として、水害、感染症に係る役割(例:水害発生前の重要書類・情報の避難、感染症発生時の消毒清掃を指揮など)を追記します。

7. 大規模地震で必要な対応と事前対策

7.1 大規模地震の事前対策実施と課題管理

必要な実施項目と実現するための事前対策について、項目毎に誰が・いつまでに実施するかを以下の課題管理表により管理する。

※課題管理表はあらたな対策項目が明確化された場合や、実施すべき対策が完了した場合には、適宜修正し常に最新の対策実施状況が管理できる状態とする。

【記入例】

実施すべき対策			担当者 所属・氏名	対応方法	予定 完了
ヒト	1-1	災害時対応マニュアルを整備しておく。		フローチャート	
	1-2	災害時の行動フローと役割分担を整理する		フローチャート	
	1-3	大規模地震を想定した訓練を実施する。		フローチャート	
	1-4	人的被害を避けるための生産設備の操業停止に関するガイドラインを策定する。		フローチャート	
	1-5	重要な業務に関わる要員を明らかにし、代替要員の候補選定と事前の教育を行う。			
モノ	1-6	重要設備、什器を固定しておく。		安全確認	
	1-7	従業員が帰宅できないことを想定し、食料や飲料水、毛布などを備蓄しておく。		安全確認	
	1-8	倉庫の耐震化を実施する。		安全確認	
	1-9	業務縮小せざるを得ない場合でも継続すべき業務や商品サービスを事前に洗い出しておく。		フローチャート	
	1-10	部品の調達ができないなどのリスクを想定し、代替手法（国内への生産拠点の移転や取引先の見直しなど）を検討する。			
	1-11	依存度が高く業務停止時に自社に多大な影響を与える取引先を絞り込み、所在地及び緊急時の連絡先を確認しておく。		様式類	
カネ	1-12	常に最新の資金繰り状況を確認し、売上が途絶えた場合にどの程度事業存続が可能かをシミュレーションしたうえで、可能な範囲で内部留保を積み増しておく。			
	1-13	金融機関や保証協会の緊急時貸付の予約保証の内容を確認し、必要に応じて緊急時貸付の予約をしておく。			
情報	1-14	無停電電源装置を導入する。		安全確認	
	1-15	緊急連絡網(または従業員連絡先)を整備しておく。		様式類	
	1-16	IT/テレワーク環境での業務形態が可能な範囲(オフィス業務やネット通販、宅配など)及び方法について事前に検討しておく。			
	1-17	IT/テレワーク環境での業務や商品サービス提供を実施する場合に必要な情報システム環境を事前に検討しておく。			

	1-18	在宅リモートワーク時の情報セキュリティ対策内容を検討し、セキュリティ強化のための基準を策定する。			
その他	1-19				
	1-20				

【作成のポイント】

- 「7. 1 大規模地震の事前対策実施と課題管理」では、風水害に備えて実施すべき対策について、記入例を参考に検討の上、記入します。
 - 自組織に該当する対策については、担当者を割り振り、完了予定を記載します。
 - 記入例の中で自組織に該当しない項目は除外します。
 - 1-16及び1-17については、大規模地震に伴ってネットワークが寸断される可能性もあることを考慮し、代替手段も含めて事前対策を検討する必要があります。

8. 風水害に必要な対応と事前対策

8.1 風水害の事前対策実施と課題管理

必要な実施項目と実現するための事前対策について、項目毎に誰が・いつまでに実施するかを以下の課題管理表により管理する。

※課題管理表はあらたな対策項目が明確化された場合や、実施すべき対策が完了した場合には、適宜修正し常に最新の対策実施状況が管理できる状態とする。

【記入例】

実施すべき対策			担当者 所属・氏名	対応方法	予定 完了
ヒト	1-1	市町村のホームページで浸水ハザードマップを確認しておく。			
	1-2	災害時対応マニュアルを整備しておく。		フローチャート	
	1-3	浸水による災害を想定した防災訓練を実施する。		フローチャート	
	1-4	人的被害を避けるための生産設備の操業停止に関するガイドラインを策定する。		フローチャート	
	1-5	ゴミ拾いや草刈作業を行い排水路の土砂堆積を防止しておく。			
	1-6	重要な業務に関わる要員を明らかにし、代替要員の候補選定と事前の教育を行う。			
モノ	1-7	土嚢を準備しておく。			
	1-8	機械の制御盤等の重要部分を嵩上げしておく。			
	1-9	電気設備を高台に移設しておく。			
	1-10	工場周辺に止水板の設置工事を実施しておく。			
	1-11	従業員が帰宅できないことを想定し、食料や飲料水、毛布などを備蓄しておく。		安全確認	
	1-12	浸水被害に備え事業用車両の一時避難場所を確保しておく。		フローチャート	
	1-13	業務縮小せざるを得ない場合でも継続すべき業務や商品サービスを事前に洗い出しておく。		フローチャート	
	1-14	部品の調達ができないなどのリスクを想定し、代替手法（国内への生産拠点の移転や取引先の見直しなど）を検討する。			
	1-15	依存度が高く業務停止時に自社に多大な影響を与える取引先を絞り込み、所在地及び緊急時の連絡先を確認しておく。		様式類	
カネ	1-16	常に最新の資金繰り状況を確認し、売上が途絶えた場合にどの程度事業存続が可能かをシミュレーションしたうえで、可能な範囲で内部留保を積み増しておく。			
	1-17	金融機関や保証協会の緊急時貸付の予約保証の内容を確認し、必要に応じて緊急時貸付の予約をしておく。			
	1-18	現在の損害保険／経営者保険等の加入状況を確認し、風水害が保険対象か否かを確認し、対象であれば加入を			

		検討する。			
情報	1-19	緊急連絡網(または従業員連絡先リスト)を整備しておく。		様式類	
	1-20	情報システム機器を高台に移設しておく。		安全確認	
	1-21	IT/テレワーク環境での業務形態が可能な範囲(オフィス業務やネット通販、宅配など)及び方法について事前に検討しておく。			
	1-22	IT/テレワーク環境での業務や商品サービス提供を実施する場合に必要な情報システム環境を事前に検討しておく。			
	1-23	在宅リモートワーク時の情報セキュリティ対策内容を検討し、セキュリティ強化のための基準を策定する。			
その他	1-24				
	1-25				

【作成のポイント】

- 「8. 1 風水害の事前対策実施と課題管理」では、風水害に備えて実施すべき対策について、記入例を参考に検討の上、記入します。
 - 自組織に該当する対策については、担当者を割り振り、完了予定を記載します。
 - 記入例の中で自組織に該当しない項目は除外します。

9. 感染症に必要な対応と事前対策

旧モデルの 17～24 ページは削除

9.1 感染症の事前対策実施と課題管理

必要な実施項目と実現するための事前対策について、項目毎に誰が・いつまでに実施するかを以下の課題管理表により管理する。

※課題管理表はあらたな対策項目が明確化された場合や、実施すべき対策が完了した場合には、適宜修正し常に最新の対策実施状況が管理できる状態とする。

【記入例】

	実施すべき対策			担当者 所属・氏名	対応方法	予定 完了
ヒト	2 類	4-1	政府からの発信情報にもとづき、感染拡大地域をまたぐ国内移動を停止する旨の通達を出す。			
	2 類	4-2	政府や自治体方針にもとづく従業員の日常生活における予防行動(3密回避、会食や旅行の自粛、マスク着用など)の徹底を心がける旨の通達を出す。		フローチャート	
	5 類	4-2	政府や自治体方針にもとづき、個人の主体的な選択を尊重し従業員の日常生活における予防行動(高齢者等重症化リスクの高い者は、3密回避、マスク着用など)を心がける旨の通達を出す。		フローチャート	
	2 類	4-3	従業員の毎日の入社前の体調確認(検温及び体調不良確認)と報告を義務付ける。(発熱や体調不良時は自宅待機)			
	2 類	4-4	施設への入場時の体調確認(検温及び体調不良確認)を行う。(発熱や体調不良時は自宅待機)			
	5 類	4-5	あらかじめ定めた社内感染者や濃厚接触者、体調不良者が発生した場合の対応行動フローを確認し必要に応じて見直す。		フローチャート	
	5 類	4-6	あらかじめ定めた対象範囲に対して、リモートワークへの移行を指示する。		フローチャート	
	2 類	4-7	重要な業務に関わる要員の代替要員と重ならないシフト制の導入により、重要要員の欠落を防ぐ措置を講じる。			
	2 類	4-8	感染症の完全終息までの間は継続するリモートワーク業務と、一時的に収束が見られた場合に再開する業務を整理する。			
モノ	2 類	4-9	感染状況に合わせた重要な業務や商品サービスへの絞り込みを実施する。			
	2 類	4-10	感染症予防のために必要なマスクや手袋、消毒液などの衛生管理用備品(3ヶ月分)をあらかじめ決めた要領により配布及び配置する。			

	2類	4-11	業種別ガイドラインなどに沿って、感染が発生し易い場所(店舗やオフィス/会議室/喫煙所/休憩所/食堂などの3密が発生しやすい場所やタイミング)での換気及び環境改善(ソーシャルディスタンスの確保や間仕切りの設置、利用制限や中止など)の徹底を行う。			
	2類	4-12	依存度が高く業務停止時に自社に多大な影響を与える取引先への影響の有無を確認し、影響がある場合には代替先を探す。			
	2類	4-13	業務効率を著しく阻害する対策の中で、感染症の一時収束時に緩和出来る対策内容を検討しておく。			
カネ	2類	4-14	最新の資金繰り状況を確認し、売上が途絶えた場合にどの程度事業存続が可能かをシミュレーションする。			
	2類	4-15	国や自治体による新型コロナウイルス感染症発生時の企業への各種支援策の内容を確認し、必要により申請を行う。			
	2類	4-16	金融機関や保証協会の緊急時貸付の予約保証に基づき緊急時貸付を要請する。			
	2類	4-17	収束後の復旧に向けた必要資金を検討し、資金調達を開始する。			
情報	5類	4-18	感染症蔓延時において非接触型での業務形態が可能な業務への移行を行う。(オフィス業務やネット通販、宅配など)			
	5類	4-19	非接触型での業務や商品サービス提供を実施する場合に必要な情報システム環境を利用可能な状態にする。			
	5類	4-20	在宅リモートワークやオンラインでのサービス提供時の情報セキュリティ対策内容を確認する。			
	5類	4-21	感染収束時にリモートワークやオンラインでのサービス提供を元の形態に戻す場合に必要な段取りの検討を行う。			
	5類	4-22	感染収束後もビジネスの効率化や競争力拡大のために継続する製品やサービスの提供形態を検討する。			
	5類	4-23	内閣府や厚生労働省、地方自治体、公的機関などの情報源から最新の情報を入手し社内へ発信する。			フローチャート
その他	2類	4-24	社内感染が発生した際に報道への適切な対応をするため、対応窓口を一本化することを従業員に徹底する。			

【従来のBCP基本モデルをお使いの方へ】

新型コロナウイルス感染症が、季節性インフルエンザと同等の扱い(5類)になったため、従来のBCP基本モデルの「国内感染拡大～蔓延期」をベースに見直しを実施した。

【作成のポイント】

- 高齢者が多く利用する事業所の場合は、利用者の体調確認、職員の健康管理・出勤自粛ルールの策定等の対策を検討・実施してください。

10. 情報セキュリティに必要な対応と事前対策

新設

10.1 情報セキュリティの事前対策実施と課題管理

業務に少なからず情報システム(パソコン・スマホ、メール、ホームページ等)を使っている企業では、情報セキュリティの対策が不可欠であることを理解し、以下の対策を検討する

【記入例】

実施すべき対策			担当者 所属・氏名	対応方法	予定 完了
ヒト	1-1	情報セキュリティの教育・周知を行う。			
	1-2	会社における私物品(スマホ、USB メモリー)の取り扱いルールを決め、徹底する。			
	1-3	保守期限が切れたソフト(OS、アプリケーション)の使用を止める。			
	1-4	パソコン等にはアンチ・ウイルス・ソフトを導入し、適宜、最新のバージョンに更新する。			
	1-5	個人情報保護について、正しく認識する。必要に応じて従業員にも個人情報保護を教育・周知する。			
	1-6	個人情報を業務で使用している場合は、情報管理体制を構築する。さらに、流出時の行動手順を決めておく。			
モノ	1-7	パソコン、スマホ、ネットワーク機器のソフトを適宜、更新する。			
	1-8	パソコン、スマホ、ネットワーク機器のパスワードは、容易に類推(例えば、123456, qwerty, password 等)されないものにする。できれば、定期的にパスワードを変更する。			
	1-9	できれば、予備のパソコンを用意し、業務に使えるように必要なアプリケーションを導入しておく。			
情報	1-10	重要な情報は、適宜、バックアップを取る。バックアップを取ったハードディスクは、パソコンから取り外す。ネットワーク上のハードディスクの場合は、ネットワークから切り離す。			
	1-11	個人情報については、必要に応じてパスワード等で保護する。個人情報には、必要最低限の人のみがアクセスできるようにする。			
	1-12	個人情報を外部へ持ち出す(メールで送信する、USB メモリーを手渡す)ときは、パスワードを掛ける。			
その他	1-13				
	1-14				

【作成のポイント】

- 「10. 1 情報セキュリティの事前対策実施と課題管理」では、情報セキュリティ事故に備えて実施すべき対策について、記入例を参考に検討の上、記入します。
 - 自組織に該当する対策については、担当者を割り振り、完了予定を記載します。
 - 記入例の中で自組織に該当しない項目は除外します。

教育・研修用のサイト

総務省のサイバーセキュリティサイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/index.html

独立行政法人情報処理推進機構の教育・学習サイト

<https://www.ipa.go.jp/security/kokokara/study/company.html>

政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201703/1.html>

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg24060.html>

11. 事業継続計画の運用管理

11.1 対策の実施と課題管理

フェーズ毎に必要な実施項目と実現するための事前対策について、フェーズ及び項目毎に誰が・いつまでに実施するかを8章の事前対策実施と課題管理にもとづき管理する。対策の進捗状況は、あらたな対策項目が明確化された場合や、実施すべき対策が完了した場合には、適宜修正し常に最新の対策実施状況が管理できる状態とする。

11.2 教育・訓練

11.2.1 教育・訓練の目的

教育・訓練は、事業継続性強化の重要性の周知、不測の事態発生時における緊急時対応およびBCPを確実に行うことを目的として実施する。

11.2.2 部門における教育・訓練

事務局は全社員に対する教育・訓練の計画を定め、定期的に教育・訓練を実施する。

(1) 教育

実施項目(開催元)	実施内容	実施単位	教育対象者	実施時期
全社員に対する説明会の実施 (BCM事務局)	・BCPおよびBCMに対する周知と理解 ・各人の役割と行動	全社	・全社員	策定・見直し時

(2) 訓練

実施項目(開催元)	実施内容	実施単位	訓練対象者	実施頻度
災害対応模擬訓練 (BCM事務局)	自社の緊急時の状況シナリオを想定した、緊急事態の実体験型訓練の実施	策定単位毎	・BCM事務局 ・部門責任者	年1回
BCPに基づく訓練 (BCM事務局)	BCPに基づく行動手順、他部門・他社との連携方法等の確認	部門全体	・部門責任者 ・部門副責任者 ・部門責任者より選出されたもの	年1回

【作成のポイント】

- 「11. 2. 2 部門における教育・訓練」では、各組織において教育・訓練の実施時期・頻度を定めま

11.3 報告・是正

11.3.1 報告・是正の目的

報告・是正は、経営の視点からBCMの取り組みを検証するために実施する。

11.3.2 経営会議への報告

BCM責任者は、経営会議においてBCM推進状況について報告を実施する。

11.3.3 報告の内容

報告責任者	BCM責任者
報告内容	<ul style="list-style-type: none">・各部門におけるBCM運用状況の点検・評価結果・経営判断が必要な課題と改善提案・前回までの報告における指摘事項の是正状況
報告結果のフォロー	<ul style="list-style-type: none">・BCM事務局は報告での指摘事項に基づく対策を検討し、各部門に指示する・各部門は対策を実施し、BCPおよびBCMに反映する
実施頻度	<ul style="list-style-type: none">・1回／年(予算策定時)・BCPの臨時見直しがされた場合は臨時の報告を行う

12. 本書の管理

12.1 本書の管理者

本書の管理者は、BCM事務局長とする。

12.2 本書の改版および廃止

本書の改版および廃止は、BCM責任者が決裁する。

<本書の改版>

管理者	BCM事務局長
承認者	BCM責任者
改版の契機	<ul style="list-style-type: none">・組織体制や事業内容等に大きな変更があった場合・文書記載事項(体制、行動手順、対策本部の設置場所等)に変更があった場合・定期的な見直し(年に1回)・災害の経験後

13. フローチャート

新設

13.1 フローチャート(地震)

(1)被災時の行動・対応の流れ

区分	状況	行動・対応	対策
防災 発災1時間	スマホの緊急地震速報	安全確保(事業所、運転中、自宅) ・事業所:机の下で身を守る。または歩行が困難なため、その場で身をかがめ、頭を守る。 ・運転中:減速し、左側に停車する。 ・自宅 :岐阜県の防災小冊子「おうちできちんとぼうさい」を参考にする。	教育で周知
	地震発生		
	安全確認		
	初期消火	火事が発生した場合は、消火器等で消火する。	防災組織で 対応
	救護救出	けが人が出た場合は、応急処置をする。	
	屋外避難	屋内に留まることが危険と思われた際には、屋外に避難する。全員避難したかを確認する。	避難場所を 地図に示す
初動対応 発災初日	BCP発動。対策本部設置	・BCPを発動する(発動基準:震度5以上)。 ・対策本部を設置する。 ・参集基準に従い関係者が自動的に出社する。	携帯カード
	災害状況の確認	スマホ等で地震の状況を確認する。	
	ライフラインの確認	ライフラインの状況を確認する。	
	安否確認	SNSの活用し安否を確認する。 電話はつながらない可能性が高い。	
	被害状況の確認	建物・機械等の被害状況を確認する。	
	2次災害の防止	2次災害への対応を実施する。	
	仕入先・出荷先の状況確認	仕入先・出荷先リストに従い状況を確認する。 できれば担当者のスマホへメールする。	連絡先リスト
	事業継続の判断 従業員の帰宅	対策本部で判断する。 帰宅困難者に対応する(水、食料、寝場所)。	BCP活用 備蓄品
事業継続 発災2日目 以降	被災箇所の対応	被災箇所を確認し応急処置を行う。	災害対策用具
	製品、仕掛品、材料の確認	完成品・商品、仕掛品・半完成品、原材料等の被災状況を確認し、必要な処置を施す。	
	事業継続・復旧計画の立案	被災状況を勘案し、事業継続及び復旧計画を検討・立案する。 計画に従って、リソースの確保等を実施する。	BCP活用
	関係先への連絡	取引先、従業員当へ事業継続・復旧計画を伝える。	連絡先リスト
	従業員への出社指示	必要な人手を確保するため、出社を指示する。	インフラ復旧 に合わせた 検討が必要
	事業所の片づけ 重要製品・サービスの継続	必要な人手を確保し、片づけを実施する。 重要な製品、サービスを継続する。	

「おうちできちんとぼうさい」 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/139448.html>

(2) 自社だけで、業務継続・復旧が行えない場合は、BCPIに従い、連携先との協力を検討する。

(3) 仕入先が被災した場合は、仕入先の復旧支援を検討する。

(3) 参集基準

・対策本部メンバーは、可能な限り参集する。ただし、夜間の車・バイク・自転車での移動は危険なので明るくなってからにする。

・一般の職員等は、自宅に待機し、必要に応じて出勤を要請する。以下の場合には出勤を要請しない。

- ① 職員自身または家族が負傷した場合
- ② 自宅が被災し、避難所への避難した場合
- ③ 高齢者、子供の世話がが必要な場合

13.2 フローチャート(風水害)

(1)被災時の行動・対応の流れ(L2等のLは警戒レベルを表す)

区分	状況	行動・対応	対策
初動対応	L2注意報・警報の発令 気象情報の収集開始	タイムラインに従い警報・注意報を収集する。 ライン等を活用しプッシュ通知を受け取る。	タイムライン
	BCP発動。対策本部設置	・BCPを発動する(発動基準:震度5以上)。 ・対策本部を設置する。 ・参集基準に従い関係者が自動的に出社する。	BCP活用 携帯カード
	L3高齢者等避難が発令	水害事前対策を実施する。例えば、重要書類の 退避、遠距離通勤者の早期帰宅・出社停止。	BCP活用
	L4全員避難が発令	従業員の帰宅または避難所へ避難する。	避難場所を 地図に示す
	従業員の帰宅	帰宅困難者に対応する(水、食料、寝場所)。	備蓄品
	L5緊急安全確保が発令	洪水が発生する。	
	安否確認	SNS等で従業員の安否を確認する。	
	災害状況の確認	安全が確保できた時点で、事業所を確認する。	
	ライフラインの確認	ライフラインの状況を確認する。	
	建物の被害状況の確認	泥等の堆積状況を確認する。	片付け用具
	仕入先・出荷先の状況確認	仕入先・出荷先リストに従い状況を確認する。	連絡先リスト
	事業継続の判断	現地復旧か代替復旧かを判断する。	BCP活用
	事業継続	被災箇所の対応	被災箇所を確認し応急処置を行う。
製品、仕掛品、材料の確認		完成品・商品、仕掛品・半完成品、原材料等の 被災状況を確認し、必要な処置を施す。	
事業継続・復旧計画の立案		被災状況を勘案し、事業継続及び復旧計画を 検討・立案する。 計画に従って、リソースの確保等を実施する。	BCP活用
関係先への連絡		取引先、従業員当へ事業継続・復旧計画を伝える。	連絡先リスト
従業員への出社指示		必要な人手を確保するため、出社を指示する。	インフラ復旧 に合わせた 検討が必要
事業所の片づけ		必要な人手を確保し、片づけを実施する。	
	重要製品・サービスの継続	重要な製品、サービスを継続する。	

(2)タイムラインは、岐阜県の「洪水・土砂災害にあなたと地域が備える」防災ガイドブックを参照する。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/26852.html>

13.3 フローチャート(感染症)

(1)被災時の行動・対応の流れ

区分	状況	行動・対応	対策
感染予防	感染症の最新情報の収集	岐阜県のホームページから入手する。	
	感染対策の徹底	マスク、手洗い等を徹底する。	
初動対応	感染者発生	速やかに報告できるように教育・徹底する。	
	BCP発動。対策本部設置	対策本部メンバーが参集する。	BCP活用
	事業所の消毒	必要に応じてドアノブ、パソコン、電話機等を消毒する。	
	従業員への注意喚起	感染者発生を周知し、感染予防を呼び掛ける。 個人名の公開は個人情報保護に注意する。	
	従業員の体調把握	特に単身者の場合はケアを考える。	
事業継続	感染拡大	対策本部で感染者数を日々管理する。	
	事業継続の判断	感染が拡大している場合は、休業等を判断する。	
	業務縮小	場合によっては、業務縮小を考える	

(2)感染症の最新情報は、岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する情報のホームページから入手する。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/>

13.4 フローチャート(情報セキュリティ)

(1)被災時の行動・対応の流れ

区分	状況	行動・対応	対策
事前準備	教育・周知	情報セキュリティの教育を実施する。	
	ソフトの更新	パソコン、スマホ、ネットワーク機器の基本ソフトを最新のものに更新する。	教育で周知
	ウイルス感染の防止	パソコン等にアンチ・ウイルス・ソフトを導入し、最新のバージョンに更新する。	教育で周知
	ネットワーク監視ツールの導入検討	ネットワーク統合脅威管理(UTMという専用の機器)の導入を検討する。	
初動対応	被災事象の発生	見慣れない画面が表示される等の事象が発生したら、速やかに管理者等へ報告する。また、社外から通報があった場合も、同様に管理者等へ報告する。	教育で周知
	BCP発動。対策本部設置	対策本部メンバーが参集する。	BCP活用
	初動処理	異常が発生したパソコン等をネットワークから切り離す。情報漏えいのリスクがある場合は、社外とのネットワーク遮断、サービスの停止などの措置をとる。	ネットワーク構成図を整備
	調査	事実関係を調査し、情報を整理する。必要に応じてITの専門家の支援を受ける。	
	通報	個人情報の漏えいがあった場合には、個人情報保護委員会へ報告する。 (1)速報:発覚日から、3～5日以内 (2)確報(続報):発覚日から、30日以内	※
	報告	必要に応じて取引先、顧客等へ報告する。	
事業継続	被害拡大の防止	情報漏えいで発生した被害の拡大防止を図る。	
	事業復旧	バックアップ情報を利用したシステム等の復旧を行う。システム復旧に時間がかかる場合は、代替手段等で業務を継続する。	BCP活用
	事後対応	再発防止策を検討し実施する。	

※ 個人情報保護委員会の「漏えい等の対応とお役立ち資料」のホームページを参照する。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

【情報セキュリティの支援を受ける方法】

ネットワーク統合脅威管理(UTM)の導入、サイバーセキュリティ対策については、以下の独立行政法人情報処理推進機構の「サイバーセキュリティお助け隊サービス」のホームページから支援情報入手できます。

<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/>

14. 安全確認項目

新設

14.1 安全確認項目

以下の安全確認項目について、担当者、期限を決め、対策を実施する。対策が完了した項目には完了日を記入する。

区分	対象	確認項目	担当者 所属・氏名	完了予定	完了
共通	水	一人3リットル/日の備蓄			
	食料	非常食の備蓄			
	トイレ	災害用トイレ(ビニール袋+凝固剤)			
	睡眠	エアマット、毛布・アルミブランケット			
	燃料	トラック等の燃料			
地震	建物	1981年以前の建物は補強が必要			
	倉庫	商品等が荷崩れしない様に置く			
	パソコン	落下防止、データバックアップ			
	キャビネット	転倒防止			
	電気	発電機、太陽光パネル			
	ガス	LPガス、カセットコンロ			
	通信	非常用の電話(停電でも使用できる) スマホ充電用バッテリー			
風水害	トラック等	浸水しない避難先を決める			
	パソコン	持ち出すパソコンを決める			
	重要書類	持ち出す書類を決める			
感染症	感染防止	マスク、消毒液等を備蓄			
	感染者確認	抗原検査キット、体温計			

14.2 災害時の注意事項

1. 停電と電話

- (1) 多機能電話機は、停電で使えない。そのため、停電対応の電話機と回線を用意する。
- (2) スマホ等は通信基地局が停電後6～8時間で使えなくなり、電話、インターネット、SNS等が使えなくなる。
- (3) 非常用発電機は、停電の時間に見合った燃料(発電機によってはオイル)を備蓄するか、入手先を決めておく。

2. トイレ

- (1) 地震の場合、建物内の下水配管が破損する可能性が高いため、下水配管の確認が取れるまで使用できない。そのため、ビニール袋と凝固剤を備蓄し、既存の便座にビニール袋を掛け、仮設トイレにする。
- (2) 洪水の場合、下水から水が逆流する可能性があるため、洪水時もトイレは流さない。地震と同じ対応を行う。

3. 断水

(1)断水時は貯水槽・受水槽があれば、その水を飲料水に使用する(3日以内)。そのためには、停電でも貯水槽・受水槽の水が取り出せるように準備しておく。

4. 職員の確保

(1)職員が負傷すると出勤が難しくなるので、自宅の防災について教育し、安全対策を実施させる。

(2)自宅で食料がなくなると避難所への避難する可能性があるため、3日分(できれば7日分)の水と食料の備蓄を指導する。場合によっては、事業所で水を食料、宿泊場所を提供できれば、職員が避難所ではなく事業所に出勤できるようになる。

(3)職員には、参集基準を決め、理解させておく。基準を以下に示す。

①自宅から事業所までの距離 徒歩:10km(ただし、災害時は2.5km/時)、自転車・バイク:20km

②夜間は危険なので、明るい時間帯に参集

③以下の場合、参集しなくて良い。自身または家族が負傷、自宅が倒壊、高齢者・子供の世話が必要。

(4)教育には、以下のサイトを活用できる。

<https://bousai.pref.gifu.lg.jp/>

5. ガソリン等の燃油

(1)東日本大震災では、石油コンビナートの被災、停電、物流網の混乱等で、最大1か月程度、ガソリン等の燃油の入手が難しかった。そのため、会社のトラック等や従業員の自家用車については、細目に給油する等の対策を周知・徹底する。

15. 様式類を使った情報の整理

中小企業庁の様式類を使用し、以下の様式を作成できる。

https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/bcpgl_download.html

様式 04	従業員携帯カード
様式 11	主要組織の連絡先
様式 12-1	従業員連絡先リスト【従業員一覧】
様式 12-2	従業員連絡先リスト【従業員個別用】
様式 15	主要顧客情報
様式 17-2	主要供給者/業者情報【供給品目別】
様式 19	災害対応用具チェックリスト

【BCPを策定する際に参考となるサイトなどのご紹介】

- 新型コロナウイルス感染症について
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/>
- 5類移行後も慎重な感染対策を
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/291729.html>
- 5類への位置付け変更に対する本県の対応方針
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/290635.html>
- マスク着用の考え方の見直しについて
<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/282659.html>
- セキュリティ対策の関連ページ
テレワークにおけるセキュリティ確保（総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/telework/
Web 会議サービスを使用する際のセキュリティ上の注意事項（独立行政法人情報処理推進機構(IPA)）
<https://www.ipa.go.jp/archive/security/security-alert/2020/webmeeting.html>